

平成 30 年度第 2 回 大和市文化財保護審議会 次第

日時：平成 30 年 10 月 4 日（木）

午後 2 時～3 時半

会場：教育委員会室

1 開会 **資料 1**

2 議事

(1) 大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に関する諮問について **資料 2**

(2) その他

3 閉会

【配布資料】

資料 1-1 審議会の公開及び会議録の公表等について

資料 1-2 大和市文化財保護審議会規則

資料 2-1 平成 30 年 9 月 27 日付 大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について（諮問）

資料 2-2 大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

資料 2-3 大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について
(答申) (案)

審議会の公開及び会議録の公表等について

1. 大和市市民参加推進条例

- ・ 大和市市民参加推進条例では、「地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関」への参加についても市民参加の一手法として捉え、会議の公開や会議録の公表等の運営方法を定めています。
- ・ 今回、開催する文化財保護審議会は「附属機関」に該当するため、本条例の規定に従い、手続きを進めていくこととなります。

2. 委員の氏名等の公表（第10条）

第10条 執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 委員の氏名
- (2) 委員の選任区分
- (3) 略
- (4) 略

- ・ 審議会等の運営について透明性を確保するために、委員の氏名を公表します。
- ・ 選任区分とは、その方がどのような立場や役割で委員に選ばれたかを示すものです。

3. 会議の公開（第11条）

第11条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。

- (1) 条例等の規定により公開しないこととされているとき。
- (2) 会議の内容に非公開情報（大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第7条各号に定める情報をいう。以下同じ。）が含まれるとき。
- 2 略
- 3 略

- ・ 会議でどのような議論がされたかを、市民は傍聴し確認することができます。
- ・ 第2号の非公開情報とは、特定の個人が識別される情報、企業秘密など法人等の正当な利益を害する情報などが挙げられます。

4. 会議録の作成と公表（第12条）

第12条 執行機関は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しないことができる。

- ・ 審議会等の運営の透明性確保や市民との情報共有のために、会議録を作成し、ホームページなどで公表します。
- ・ ただし、出席者の肩書きや発言者の氏名を公表することはありません。

○大和市文化財保護審議会規則

昭和38年11月1日教委規則第2号

改正

昭和53年4月1日教育委員会規則第9号

昭和57年7月21日教育委員会規則第13号

平成18年3月27日教育委員会規則第7号

平成21年3月30日教育委員会規則第8号

大和市文化財保護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会委員（以下「委員」という。）は、専門の学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第5条 審議会は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき本市における文化財の保存及び活用に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議すること。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行う施設のうち、文化財施設の管理について意見を述べること。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第7条 この規則施行にあたり必要な事項は、教育長が審議会の意見を聞いて別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和市文化財保護審議会規則の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年教委規則第7号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年教委規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

平成30年9月27日

大和市文化財保護審議会会长 殿

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫



大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について
(諮問)

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正にあたり、貴審
議会に意見を求める。

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

1. 趣旨

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法が平成30年6月1日に可決され、来年4月1日より施行されることとなり、これまで教育委員会の所管となっていた文化財保護に関する事務が、条例で定めることにより、市長部局への移管が可能となりました。これに伴い、文化財保護に関する事務を市長部局で所管するため、「大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の一部改正に関する諮問が教育委員会からなされました。

2. 教育委員会に属する事務の執行体制の経過

本市では、平成24年に「大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を制定し、スポーツと文化に関する事務を市長部局に移管することで、まちづくりや地域の活性化、観光、産業などの振興といった観点から、関連する部門との連携強化により文化・スポーツの振興を図るとともに、地域活力の創出と地域振興につなげてきました。「文化財の保護に関する事務」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会の事務として位置づけがされていたことから、地方自治法第180条の7に基づく補助執行を活用し、組織上市長部局（文化振興課）が事務を行ってきました。

今回の法改正で「文化財の保護に関する事務」についても、条例で定めることにより市長部局への完全移管が可能となったため、所定の手続きを行うことを検討しています。

3. 教育委員会から市長部局に移管する事務

- ・文化財の収集、保護、調査研究、活用及び普及啓発に関すること。
- ・つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館の管理運営に関すること。
- ・つる舞の里歴史資料館における資料の収集及び調査研究に関すること。
- ・つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館における収蔵した資料の保管、展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関すること。
- ・郷土民家園に関すること。
- ・文化財保護審議会に関すること。

4. 今後のスケジュール

9月	大和市長から教育委員会への意見聴取
9月	教育委員会から文化財保護審議会への諮問
10月初旬	文化財保護審議会から教育委員会への
11月	教育委員会から大和市長への回答
12月	市議会12月定例会へ条例改正案を上程
平成31年1月～3月	関係規則等改正
4月01日	条例施行

平成 30 年 月 日

大和市教育委員会 御中

大和市文化財保護審議会
会長 金子皓彦

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について
(答申)

平成 30 年 9 月 27 日付けで諮問がなされた標記の件について、次のとおり答申し
ます。

記

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について、適當
と認めます。

なお、権限の移管にあたっては、文化財保護の本旨にのっとり、適正な事務執行の
継続と更なる保護の拡充に努められるよう要望します。

以上